

平成29年第3回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 9月5日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○同意第14号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について	9
○同意第15号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について	9
○同意第16号 板倉町公平委員会委員の選任について	10
○同意第17号 板倉町公平委員会委員の選任について	10
○報告第4号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	11
○議案第24号 板倉町個人情報保護条例及び板倉町情報公開条例の一部改正について	12
○議案第25号 板倉町立児童館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について	13
○議案第26号 町道路線の廃止について	15
○議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算(第2号)について	17
○議案第28号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	17
○議案第29号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	17
○認定第1号 平成28年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	18
○認定第2号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	18
○認定第3号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	18
○認定第4号 平成28年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	18

○認定第 5号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	18
○動議の提出	23
○日程の追加	23
○発議第 2号 青木秀夫議長の議長辞職勧告決議について	24
○陳情第 2号 農道とバイパスをつなぐ橋梁の施工に関する陳情	32
○陳情第 3号 町道2294号線の拡幅整備について	32
○陳情第 4号 町道2-24号線の拡幅整備について	32
○散会の宣告	32
散 会 (午後 0時05分)	32

第2日 9月6日(水曜日)

○議事日程	33
○出席議員	33
○欠席議員	33
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	33
○職務のため出席した者の職氏名	34
開 議 (午前 9時00分)	35
○開議の宣告	35
○諸般の報告	35
○一般質問	35
針ヶ谷 稔 也 議員	35
○議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算(第2号)について	48
○議案第28号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につい て	48
○議案第29号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	48
○散会の宣告	50
散 会 (午前10時12分)	51

第11日 9月15日(金曜日)

○議事日程	53
○出席議員	53
○欠席議員	53
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	53
○職務のため出席した者の職氏名	54
開 議 (午前 9時00分)	55
○開議の宣告	55

○諸般の報告	5 5
○認定第 1号 平成28年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	5 5
○認定第 2号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい て	5 5
○認定第 3号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	5 5
○認定第 4号 平成28年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	5 5
○認定第 5号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 5
○陳情第 1号 「原子力依存からの撤退を求める意見書の提出」に関する陳情	5 8
○陳情第 2号 農道とバイパスをつなぐ橋梁の施工に関する陳情	5 9
○陳情第 3号 町道2294号線の拡幅整備について	5 9
○陳情第 4号 町道2-24号線の拡幅整備について	5 9
○報告 事務事業評価結果について	6 0
○閉会中の継続調査、審査について	6 1
○町長挨拶	6 1
○閉会の宣告	6 4
閉 会 (午前 9時42分)	6 4

板倉町告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成29年第3回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年9月1日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成29年9月5日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 林 武 雄	議 員	2 番	針 ヶ 谷 稔 也	議 員
3 番	本 間 清	議 員	4 番	亀 井 伝 吉	議 員
5 番	島 田 麻 紀	議 員	6 番	荒 井 英 世	議 員
7 番	今 村 好 市	議 員	8 番	小 森 谷 幸 雄	議 員
9 番	延 山 宗 一	議 員	1 0 番	黒 野 一 郎	議 員
1 1 番	市 川 初 江	議 員	1 2 番	青 木 秀 夫	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成29年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年9月5日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 同意第14号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 4 同意第15号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 5 同意第16号 板倉町公平委員会委員の選任について
日程第 6 同意第17号 板倉町公平委員会委員の選任について
日程第 7 報告第 4号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 8 議案第24号 板倉町個人情報保護条例及び板倉町情報公開条例の一部改正について
日程第 9 議案第25号 板倉町立児童館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第26号 町道路線の廃止について
日程第11 議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について
日程第12 議案第28号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第13 議案第29号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第14 認定第 1号 平成28年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第15 認定第 2号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16 認定第 3号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17 認定第 4号 平成28年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18 認定第 5号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19 発議第 2号 青木秀夫議長の議長辞職勧告決議について
日程第20 陳情第 2号 農道とバイパスをつなぐ橋梁の施工に関する陳情
日程第21 陳情第 3号 町道2294号線の拡幅整備について
日程第22 陳情第 4号 町道2-24号線の拡幅整備について

○出席議員（12名）

1番	小林武雄	議員	2番	針ヶ谷稔也	議員
3番	本間清	議員	4番	亀井伝吉	議員
5番	島田麻紀	議員	6番	荒井英世	議員
7番	今村好市	議員	8番	小森谷幸雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	黒野一郎	議員
11番	市川初江	議員	12番	青木秀夫	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
鈴木優	教育長
根岸一仁	総務課長
小嶋栄	企画財政課長
峯崎浩	戸籍税務課長
山口秀雄	環境水道課長
根岸光男	福祉課長
落合均	健康介護課長
橋本宏海	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
多田孝	会計管理者
小野田博基	教育委員会 教育事務局 会長
橋本宏海	農業委員会 農事事務局 会長

○職務のため出席した者の職氏名

伊藤良昭	事務局 長
川野辺晴男	庶務議事係 長
小林桂樹	行政安全係 長兼 議会事務局 書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○青木秀夫議長 おはようございます。

ただいまから告示第85号をもって招集されました平成29年第3回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○青木秀夫議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。
栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。先ほどは福祉パレード、議会を代表して議長に出席をしていただいておりますが、知的障害者の福祉月間ということで、当町においては毎年議会の初日に、偶然ではありますが、ここ七、八年ちょうどぶつかつておまして、郡内5自治体を当町を出発地としてセレモニーを行い、そういった事業を先ほど終わったところであります。

また、今日は第3回の9月、俗に言う決算議会の定例会ということで、開会のご案内を申し上げましたが、ご出席を賜り、ありがとうございます。

今年は、もう何回も繰り返して申し上げておりますが、6月の時点での向こう3カ月を予想する長期的予報では、今年の夏はチベット高気圧と太平洋高気圧が重なると。まれに見る年であるというようなことで、ここ二、三年猛暑と言われてきているわけですが、それよりもさらに激しい猛暑というような予報がしっかりと出されておまして、夏を心配したわけですが、前半、7月いっぱいぐらいはそういった気配もあったわけですが、中心である8月には、反して冷夏を心配させるほど全国各地で曇雨天が続いたところでもあります。

この間、しのぎやすい夏ではありましたが、連日全国各地で、ご承知のように驚異的な時間100ミリを越すスポット的な豪雨が連日のように発生している様子が報道等で打ち出され、ゲリラ洪水や土砂崩れ等々、全国各地あちこちで毎日被災の様子が映し出されたところでもあります。それを見るにつけ、当被災地に対する同情、あるいはもちろんお見舞いも含め、またそれと反して、我が地域の安全度に感謝する、そういった心が同居する心理を感じるところでありました。

まだ、そういう意味では台風シーズンでありますので、もしかすると、昔で言えば、いよいよこれからということではありますが、当然まだ何個か発生をしたり、上陸をしたりということもあるわけであろうと思っておりますが、当地域への影響は最小で済みますように祈る心境でございます。

ここ半年間の大きなニュースと申し上げますと、ご承知のように国外関連では、まずは北朝鮮の核保有に関する類例を見ない強軍拡化といえますか、またそれに対するアメリカ、トランプ大統領の不安定な政策ぶり、そして一時世界中をにぎわせたI S、いわゆるテロの発生源と言われたI Sの押さえ込みにやや成功しつつあるというようなお話、そして何といたっても北朝鮮の問題とも密接に絡んでおります中国の経済大国化と覇権、あるいは海洋進出というようなもの、それに伴ってロシアのさらなる台頭、そしてアメリカを初めとした欧州の全体の保護主義化が、世界はどうでもいい、まずは自分の国がという、そういう意味での保

護主義化等が中心になって報道されているようでありました。そういう中で、まさに北朝鮮の瀬戸際外交の最たる状況が、この間のミサイル発射による日韓を当然巻き込んだ米国との交渉術ということなのでしょう。さらに、中国やロシアも含めて、一触即発を防ぐためのそれぞれの動向が注視されているような状況が現在も続いているところでもあります。何とか落ちつく先を決めていただきたいなというふうに感じておるところでもあります。

また、北朝鮮のミサイル発射に合わせて出された8月29日朝6時2分、Jアラート、緊急避難速報については、結論として全国各地、何も行動に移せないうちに、これは国民ということになりますが、何も行動に移せないうちに、通過どころか着弾も終わっていたという。当然予想されていた手遅れの結果に終わり、何の役にも立たないもの、何の役にもと言うと語弊があるかもしれませんが、国民の目にはそう映ただろうと思っております。システムに対しての不信感、あるいは無意味感、あるいは絶望感が国民に伝わり、今の状況では落下地点の命は当然守れるところではないという現実を痛感をしたところでもあります。結果的には迎撃の精度を上げる以外にはないというふうにも私自身は思っておりますが、それはそれとして、一昨日に、続けざまに水爆の核実験が行われたという報道、北朝鮮のいわゆる米国あるいは日韓に対する瀬戸際外交のピークになりつつあると言われておりまして、日米韓中露の対処方法や、また昨夜開かれております安保理における国連決議無視に対する件と、その結果がどうなるのかということ、当然日本も重大な関心を持って、日本の要望を出しながら、そういった周辺諸国の動向も含め、世界中の協力を仰ぐという安倍首相のそう言った考え方にどれだけの同調が出るかということも含め、実効性も含めて注目をしているところでもあります。

また、国内では、一強と言われた安倍政権が東京都知事選に次いで、都議選においても結果的には自民党の大敗と。いわゆる安倍政権の信頼度も落ちたというようなことから、大きく支持率を下げたということはお承知のとおりであります。森友、加計問題や自衛隊日報問題、あるいは自民党議員の不用意発言、そしてこれらに対する説明責任や対処の仕方に、傲慢、強権的、あるいはもっと言えば独裁的と捉えかねない対応を続けたことから、民主的、法治的国家に不安を感じた都民、あるいはもしかしたら我々もこの先どういう意思表示をするかということも含めて、国民が不快感をあらわしたものとして、その結果として政権の弱体化が見られておりまして、言葉遣いだけは丁寧になったが、心がその後の対応を見ても実態は変わっていないとして、政権の思惑は別として、批判はまだおさまっていないというように見受けておるところであります。

この先臨時国会を踏まえると、また加計問題等々も再燃をすることも含め、政権に対する批判要素が、失政に対して高まる可能性も否定できないというふうにも、大方の見方があるようでありまして、私自身もそう思っております。森友、加計問題から始まったそんな多くの問題も含め、日本のいわゆる社会には、そんなくはあり得るし、常に存在するし、必要だというような面もないとは言えませんが、しかし権力を持っている権者、李下に冠を正さずの言葉も引用されましたが、そういう意味で政治不信、政治家不信を払拭していただきたい。特に権力を持っている者、それは私も含めてであります。

国外、国内とも政治的話題の多かった半年で、今述べたようなことも含めて多かった年でありましたが、経済面から見ますと、求人や経済指標の面から、史上空前の好況との報道もありますが、生活者の視点からは、とてもそのような状況は感じられていないとの声が多いようであります。アベノミクスの恩恵を受けた

企業さんの景気が史上空前なのかどうかはわかりませんが、幸いそうは言いながらも、ニュータウンの企業誘致の内容などを見ますと、今のところ商談が多数切れ目なしにあると報告を受けていますので、そういう面では空前的な景気も一部の面にはあるのかなと、そんなふうにも肯定的に見受けることも事実であります。また一方、アベノミクス限界論ももう既に多く聞かれる中で、日銀に頼った出口戦略も含め、これからのかじ取り一つで世界が大恐慌になる可能性も含めているということで、ぜひ国の中枢にはしっかりと頑張っていたきたいと思えます。

さて、板倉町平成28年度の一般主要施策、昨年度の主要施策として既に実行した主なものを挙げますと、総務費では新庁舎工事の着工、防犯灯のLED化と増設、防犯カメラの増設等々、民生費ではデイサービスセンター空調改修、介護慰労金の拡充等々、衛生面では火葬費の全額負担、産後ケアの新設等、農水費では岩田小平地区農道整備あるいは細谷頭沼地区の水路整備、そして飯野地区の簡易圃場整備等々、そして土木費で八間樋橋を含む1-9号線が完成をし、そのほか生活関連道路の整備等々、教育費ではALTを3人から4人に増員、中央公民館の大ホール改修等々、挙げれば、細部に至っては切りのないところではありますが、主なものをそういった形で実施をいたしたところであります。

平成28年度の決算については、歳入約68億6,000円、歳出62億5,000万円、繰り越し財源約3,000万円を差し引いた実質収支額は5億8,000万円となったところであります。

今後は、税収減あるいは社会保障関係費の増加が見込まれる中、新庁舎建設に伴う積立金の減少と借入金の増加、そして館林厚生病院改築や1市2町ごみ処理に要した元利合わせた返済が始まってくるため、合併協議会の協議と並行して、しっかりした財源論をもとに、限られた財源の重点的、効率的活用が求められてくるのだろうというふうに思っております。

今議会、ご承知のように同意案件4件、報告1件、議案6件、認定議案5件であります。それぞれ慎重にご審議いただき、原案どおりご決定賜れば幸いと思っております。

最終日までよろしくご審議をお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。大変今日のご苦勞さまで。お世話になります。

○諸般の報告

○青木秀夫議長 それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職・氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議された案件は、人事案件の選任同意4件、財政健全化法に基づく報告1件、条例の一部改正議案2件、町道路線の廃止議案1件、補正予算議案3件、決算認定議案5件、陳情4件であります。

また、議員配付のみの陳情につきましては、お手元の陳情文書表のとおり3件提出されておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○青木秀夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

3番 本間 清 議員

4番 亀井 伝吉 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○青木秀夫議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、8月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

市川議会運営委員長。

[市川初江議会運営委員長登壇]

○市川初江議会運営委員長 皆さん、おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告を申し上げます。

本件につきましては、8月21日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日9月5日から15日までの11日間といたします。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、人事案件の同意第14号及び同意第15号並びに同意第16号及び17号について、提案者から提案理由説明の後、質疑、討論を省略し、議案ごとに採決をいたします。次に、報告第4号について、提案者から報告をいたします。次に、議案第24号議案から第26号について、提案者から提案理由説明の後、議案ごとに審議決定をいたします。次に、補正予算3議案については、提案者から提案理由説明の後、予算決算常任委員会に付託をいたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算議案の審査、委員会採決をいたします。次に、平成28年度の決算認定5議案については、提案者から提案理由説明の後、予算決算常任委員会に付託をいたします。次に、陳情第2号から4号については、産業建設生活常任委員会に付託をいたします。

第2日目の6日は、1名の議員が一般質問を行います。次に、予算決算常任委員会に付託した補正予算3議案について、委員長からの審査結果報告の後、審議決定をいたします。

第3日目の7日は産業建設生活常任委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務調査を行います。

第4日目の8日は総務文教福祉常任委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務調査を行います。

休日を挟み、第7日目の11日から第9日目の13日までの3日間は、予算決算常任委員会を開催し、付託した平成28年度の決算認定5議案について、各課局ごとに審査の上、総括質疑の後、委員会採決をいたします。

第10日目の14日は休会とし、第11日目、最終日の15日は、平成28年度の決算認定5議案について、予算決算常任委員長による審査報告の後、議案ごとに審議決定をいたします。次に、総務文教福祉常任委員会及び産業建設生活常任委員会に付託した陳情案件について、各委員長から審査結果報告の後、審議決定いたします。次に、予算決算常任委員会において実施した事務事業評価について、委員長から評価結果の報告をいた

します。

また、閉会中の継続調査、審査について決定いたし、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○青木秀夫議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認め、今定例会の会期については委員長報告のとおり、本日から15日までの11日間と決定いたしました。

○同意第14号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第15号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○青木秀夫議長 日程第3、同意第14号及び日程第4、同意第15号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 早速同意第14号及び同意第15号につきましては、板倉町固定資産評価審査委員会委員に関する人事案件でございますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、同意第14号でございますが、本案は、現在板倉町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております和田利男氏が、現在の任期が満了となるため、これに伴う再任の人事でございます。

次に、同意第15号でございますが、同じく板倉町固定資産評価審査委員会委員であります北山圭一郎氏が現在の任期が満了となることに伴う、同じく再任の人事でございます。

和田利男氏、北山圭一郎氏は、ともに人格は誠実で、地域におかれましても信望が厚く、町行政にも精通しておりますので、適任者として固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上2名の方を提案させていただきますが、おのおのその経験に基づいた指導力、行動力を十二分に発揮し、その職務を遂行していただけるものと考えております。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましては人事案件ですので、課長の説明は予定しておりません。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

初めに、同意第14号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、同意第14号は原案のとおり同意されました。

次に、同意第15号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、同意第15号は原案のとおり同意されました。

○同意第16号 板倉町公平委員会委員の選任について

同意第17号 板倉町公平委員会委員の選任について

○青木秀夫議長 日程第5、同意第16号及び日程第6、同意第17号 板倉町公平委員会委員の選任についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、同意第16号及び17号につきましては、板倉町公平委員会委員に関する人事案件でございますので、同じく一括してご説明を申し上げます。

初めに、同意第16号でございますが、本案は現在、板倉町公平委員会委員を務めていただいております下山伯四郎氏が任期満了となりますので、これに伴う再任の人事であります。

下山伯四郎氏は、人格は誠実で、地域におかれましても信望が厚く、町行政にも精通しておりますので、適任者として公平委員会委員に再任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第17号でございますが、同じく板倉町公平委員会委員であります関根和雄氏が任期満了になることに伴う、同じく後任者の人事でございます。

後任につきましては、慎重に人選を行いました結果、

氏 名 鈴木 渡氏

生年月日

住 所

を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

鈴木渡氏は、人格は誠実で、地域におかれましても信望が厚く、自治体での行政経験も豊富であり、知識もあわせて豊富でありますので、適任者として公平委員会委員に選任したいと思います。

以上2名の方を提案させていただきますが、おのおのその経験に基づいた指導力、行動力を十二分に発揮し、その職務を遂行していただけるものと考えております。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます、担当課長の説明はございませんが、よろしくお願いをいたします。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して採決することに決定いたしました。初めに、同意第16号について採決いたします。原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、同意第16号は原案のとおり同意されました。

次に、同意第17号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、同意第17号は原案のとおり同意されました。

○報告第4号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○青木秀夫議長 日程第7、報告第4号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、町長より報告を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、報告第4号であります。平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてということであります。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

まず、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率となっております。

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくりなど、町の行政事務本体、すなわち一般会計における赤字の程度を示す指標でございます。本町においては、実質赤字ではないため、実質赤字比率は算定されません。なお、早期健全化基準は15%、財政再生基準は20%となっております。

次に、連結実質赤字比率は、町の全ての会計の黒字と赤字を合算し、赤字額が黒字額を上回る場合に、その程度を示す指標であります。本町におきましては、全ての会計が実質赤字、または資金不足ではないため、連結実質赤字比率は算定されません。なお、早期健全化基準は20%、財政再生基準は30%となっております。

実質公債費比率は、町の一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標でございます。本町における実質公債費比率は4.9%でございます。なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっております。それに比較して、4.9%でございます。

将来負担比率は、町が翌年度以降におきまして負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務等の大きさを示す指標でございます。今回、充当可能基金と元利償還金の普通交付税における基準財政需要額算入見込み額を合わせた充当可能財源等が町債残高などを主とした将来負担額を上回ることとなったため、将来負担比率は算定されません。なお、早期健全化基準は350%、財政再生基準はありません。

次に、資金不足比率でございます。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の大きさを示す指標であります。公営企業会計ごとに算定することとなっております。本町では下水道事業特別会計が該当となりますが、資金不足ではないため、資金不足比率は算定されません。なお、早期健全化基準に相当する経営健全化基準は20%でございます。

これらを含めて、監査委員の審査をいただき、その意見書はお手持ちのとおりでございますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。これにつきましても、ただいま申し述べたとおり至って健全でございますので、課長の説明は改めて申し上げます。よろしくお願ひします。

○青木秀夫議長 以上で報告第4号を終わります。

○議案第24号 板倉町個人情報保護条例及び板倉町情報公開条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第8、議案第24号 板倉町個人情報保護条例及び板倉町情報公開条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第24号 板倉町個人情報保護条例及び板倉町情報公開条例の一部改正についてということでご説明を申し上げます。

本案につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律のさらに一部改正が平成29年5月30日付で施行されたことに伴い、個人情報に関する2つの条例、板倉町個人情報保護条例と板倉町情報公開条例の2つの条例の改正が必要になりました。

板倉町個人情報保護条例の改正では、個人情報の定義を明確化することで、個人情報の中に個人識別符合という新しい概念が導入されました。具体的には、DNA、声紋、手指の静脈、指紋などの身体的特徴をもって個人認証に用いるものでありまして、コンピューターに取り込むために変換した符合となります。

次に、個人情報の取り扱いで、不当な差別や偏見が生じないよう、人種、信条、病歴、身体障害など特に配慮を必要とする情報として、要配慮個人情報が定められました。また、あわせて文言の修正など、所要の改正を行うところであります。

続いて、板倉町情報公開条例の改正につきましても、個人情報保護条例の改正と同様に、一部改正と所要の改正を行うものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定を賜ればと思っております。これにつきましても、ただいま申し上げたことが全てでございますので、課長の改めての説明は予定をしておりません。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第24号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議案第25号 板倉町立児童館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第9、議案第25号 板倉町立児童館の設置及び管理等に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第25号であります。板倉町立児童館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正するものでございます。

本案につきましては、平成20年3月をもって閉館しておりました板倉町南児童館、旧板倉町南保育園でしょうか、が本年8月を持って解体、撤去されたことを受け、所要の改正を行うものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員。

○7番 今村好市議員 7番、今村です。

児童館について、保育園ですが、撤去していただきまして、地域としては非常に安全性が増すのかなというふうに思います。しかし、その跡地を町としてはどのように今後活用していくのか。普通財産になると思いますが、その活用方法と管理、もしくはあそこの跡地の一部の中に道路用地があるのかなのか。それと、民間の用地が含まれているのかどうか。その何点か確認をさせていただきます。

○青木秀夫議長 根岸福祉課長。

〔根岸光男福祉課長登壇〕

○根岸光男福祉課長 お答えいたします。

まず初めに、跡地の利用であります。普通財産化をしまして、南小学校でのイベント時等に駐車場として利用していただくことと、南部公民館でのイベント時の活用を検討しております。

また、中には町道が一部通っておりますが、その部分についてもご指摘のとおりでありますので、そこは

通行可能なようにしていきたいと思っています。

また、民間の土地については、ないと思っております。

以上です。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 町道については、今のところ工事中なのか、よくわかりませんが、閉鎖してありますよね。あれは、どこからどこに抜ける町道なのか、その辺が地元としてもよくわからないところがあるものですから、学校の西の体育館から県道までずっと通って抜けているのだとすれば、子供たちの今後の安全を考えると、体育館の通路等もありますので、そこを町道としてオープンするに当たっては、もうちょっと安全性を確保しないと危ないのかなという状況になっておりますので、その辺についてはどのような対応をするのか、よろしく願いいたします。

○青木秀夫議長 根岸福祉課長。

[根岸光男福祉課長登壇]

○根岸光男福祉課長 お答えいたします。

現在のところ、本日の議案で了解を得られれば、工事は終わりますし、検査も先日終わりましたので、コン、バー等を取って、通れるようにしたいと思います。そこは、大きい車は通れないような幅でくい打ってありますので、通行、いわゆる歩行を中心というふうを考えております。その体育館の脇を通過して、県道にも出られますし、西側の駐車場から町道へ出られることもできると思っておりますが、その辺は大きな車は通れないものと思っております。

以上です。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 そうすると、歩道として、町道なのだけでも、車通さないで、歩道として活用するという話になるのですか。大きな車は通さない、どのぐらいの車通すのかわからないのですけれども、だったら歩道なら歩道としてきちんとしてしまったほうが、危なくないのかなと思うのですけれども、その辺の今後の検討だと思うのですが、できるだけ安全性を確保した上で、活用できるようにお願いをしたいと思います。あそこ、地元町民としても、駐車場に入るまでの町道については整備しておかなくてはならないのですけれども、学校の西については、場合によってはもう一本向こうの西側に町道がありますので、そんなに利用しなくても大丈夫なのかなという考えでいますので、学校の通学路も含めて、一部町道、歩道に限定をした町道にしてもいいのかなということもありますので、ぜひ町で総合的に検討していただいて、安全性確保していただければというふうに思います。

道路の担当課長は、考え方としては。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 議員さんのご指摘のとおり、現状は道路管理上から見ますと、昔、前の保育園を抜けるような形でありましたので、安全性がちょっと足りない部分があったかと思っておりますので、今回の更地にしたということで、その駐車場、県道から駐車場に入る部分、それからその更地を抜ける部分、この部分については、担当部署とよく協議をしながら、安全性のほうは確保していきたいなと思います。

○青木秀夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第25号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議案第26号 町道路線の廃止について

○青木秀夫議長 日程第10、議案第26号 町道路線の廃止についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第26号であります。町道路線の廃止ということでございます。

本案につきましては、板倉町大字大高嶋地内において、町道用地の未登記処理を行うため、宇那根神社の境界確認を行いましたところ、道路用地と認定道路の位置にずれがあることが判明し、認定道路が民地を通る状況となっているため、当該土地の所有者から町道路線の廃止の協議があり、現状を慎重に審査した結果、廃止をしても支障がないと、差しさわりのないと認められることから、町道路線を廃止するものであります。

廃止する路線につきましては、町道2274号線、延長54.2メートル、幅員1.8メートルから2.1メートルでございます。

これにつきましては、過日細部にわたってご説明を図面も含めて申し上げましたが、その内容でありますので、よろしく改めてご審議の上、ご決定賜ればというふうにお願いを申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員。

○7番 今村好市議員 7番、今村です。

この案件につきましては、議員協議会で説明がありまして、理解をしております。町の中では至るところにこういう現象が起きている場所が結構あるのかなと思うので、この間提案をしておきました町道路線については、廃止については結構だというふうに思うのですが、公図と現地が違っているために、公図上の道路用地は残ってしまうということが現実起きてしまいますので、この辺については払い下げも含めて、町として対応をしてほしいと要望しておったのですが、地元と話し合いをして、どのような方向になったのか、その辺について確認をさせていただきたいというふうに思います。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 先日の議員協議会で、道路用地につきまして、どう対応するのかということで、議会の議決が得られれば、無償で譲渡というようなお話が出ましたので、その旨をこの宇那根神社の代表者に伺いまして、おおむね1時間半ほどでございますけれども、お話を、説明をさせていただきました。結果で申し上げますと、まず宇那根神社のほうも、非常に今まで来るのに大変な思いをして、無償であっても多少の測量がかかるというような経費、そういった問題があるので、現状維持で利用していきたいというお話でありました。町のほうも、またこの後どんな利用の仕方になるかわからないので、また土地が必要なときには、町のほうに相談をしていただきたいということでお話をしてきたところでございます。よろしくお願いいたします。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 地元の意向がそういうことであれば、町が管理しなくてはならないというふうには思うのですが、あの現場を見てみると、今後町があの部分だけを除草、もしくはその管理を普通財産、道路用地ですから、町道認定を外れたにしても、公図上は道路用地に残ってしまいますので、何らかの形で管理をしなくてはならないと思うのですが、権利移転はすぐにはということではないようなので、その管理については地元と話し合いをして、地元の神社の、諏訪神社のほうで管理をしてもらうほうが一番やっばりいいのかなというふうに思うので、再度管理委託については検討をしたほうがいいのかと思うのです。

道路用地の境界が、恐らく現場ではきちんと確定されていないような状況、測量しているから確定しているのですか。その辺も含めて、ここは町の用地なのですよと。しかし、管理については地元で何とかやっていただけないでしょうかという、ちょっとした管理協定みたいなのを結んで、地元でやってもらうのが一番いいのかなと思うのですが、今後の対応についてはどうでしょうか。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 道路の管理の関係でございますけれども、先日伺ったときに、管理については神社のほうでもやることに関しては問題ないというお話を伺ったのですけれども、その後の情報によりますと、また関係者と話し合っているようでして、ですから恐らくまた町のほうに、その関係ではこっちに来るのかなと思っています。それは、やっぱり町の土地を一時管理するということになれば、除草剤の費用でも何でもかかってくるということなので、だったら町から譲渡していただいて、きちんと神社の名義にして管理するほうがいいだろうという意見もあったようでして、ですからその辺はもうちょっと状況を見ながら判断をしていきたいなと思います。

境界でございますけれども、神社側については、道路との境界はきちんと決まっています、その西側が、これはあくまでも道路の幅をとった形で、地権者の方にはっきりとそこだという決め方はしていませんので、何点か決まっていないところが西側についてはあります。神社側は全て決まっております。

以上です。

○青木秀夫議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第26号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について

議案第28号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第29号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○青木秀夫議長 日程第11、議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第2号）についてから日程第13、議案第29号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまでの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 それでは、議案第27号から29号につきましては、29年度の各会計の補正予算でありますので、説明は一括をして説明をさせていただくということであります。

初めに、議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。本補正予算につきましては、第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ582万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億1,117万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に129万6,000円、県支出金に108万6,000円、繰越金に344万1,000円をそれぞれ追加をするものでございます。

また、歳出につきましては、総務費に360万2,000円、民生費に34万2,000円、衛生費に14万円、農林水産業費に98万9,000円、土木費に75万円をそれぞれ追加をするものであります。

また、債務負担行為につきましても所要の補正をするものでございます。

以上が平成29年度板倉町一般会計の第2号による補正予算の説明であります。

次に、議案第28号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてということになります。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,337万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億1,694万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金に25万2,000円、繰越金に1,312万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

歳出につきましては、総務費に25万3,000円、諸支出金に1,312万2,000円を追加をするものでございます。
以上が平成29年度板倉町国保特会補正予算（第1号）についてでございます。

次に、議案第29号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてということでご説明を申し上げます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,680万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,762万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、支払基金交付金に565万1,000円、繰入金に9万円、繰越金に1,106万1,000円をそれぞれ追加をするものでございます。

歳出につきましては、総務費9万円、諸支出金に1,671万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上、平成29年度板倉町介護保険特会補正予算（第1号）についてご説明を申し上げました。

これにつきましては、ただいま申し上げたとおりでございますので、改めての課長の説明は予定をしておりません。

以上、議案第27号から第29号まで一括してご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第27号から議案第29号までの3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第29号までの3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○認定第1号 平成28年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成28年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○青木秀夫議長 日程第14、認定第1号 平成28年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第18、認定第5号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 ちょっと長いようですが、指示のように、認定第1号から5号まで、一括してご説明をさせていただきます。

初めに、認定第1号 平成28年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてということでご説明申し上げます。

平成28年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、当初予算額は歳入歳出とも64億

2,200万円でありましたが、7回の補正予算や前年度からの繰越明許費繰越額を含めた最終予算額は67億7,080万9,000円となりました。約3億5,000万円ほど増えたということでもあります。

歳入総額は68億6,321万8,219円で、予算現額に対し101.4%でございます。

歳出総額は62億5,372万6,073円で、予算現額に対し92.4%となり、歳入歳出差し引き6億949万2,146円の繰り越しとなりました。また、翌年度へ繰り越すべき財源2,895万5,000円を差し引いた実質収支額は、5億8,053万7,146円となりました。

主な歳入決算額としては、町税が19億8,692万6,000円で、前年度より5,544万7,000円の増でありました。

地方交付税が13億6,723万6,000円で、9,126万4,000円の減であります。

繰入金が8億7,450万円で、6億1,010万円の増。

繰越金が6億9,828万6,000円で、6,722万7,000円の増。

国庫支出金が4億6,825万6,000円で、3,884万3,000円の減。

県支出金が4億1,817万3,000円で、5,808万6,000円の減。

町債が4億1,230万円で、9,320万円の増。

地方消費税交付金が2億5,662万6,000円で、2,555万2,000円の減となり、歳入総額としては6億3,884万円の増となったところであります。

主な歳出決算額としては、民生費が18億4,443万3,000円で、前年度より2億856万円の増。

総務費が17億3,122万3,000円で、5億9,747万1,000円の増。

衛生費が5億9,875万7,000円で、8,986万1,000円の増。

土木費が5億2,296万6,000円で、710万1,000円の増。

教育費が4億9,646万8,000円で、59万4,000円の増。

公債費が3億1,789万3,000円で、8,682万円の減。

消防費が2億7,331万8,000円で、6,013万4,000円の減。

農林水産業費が2億6,227万5,000円で、2,647万2,000円の減。

議会費が8,795万8,000円で、146万3,000円の減。

商工費が6,817万7,000円で、106万2,000円の減となり、歳出総額としては7億2,763万4,000円の増となりました。

なお、監査委員からの審査意見書は、別紙のとおりでございます。

また、平成28年度一般会計における主要施策の成果につきましては、別冊のとおりでございます。

以上が平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定でございます。

続いて、認定第2号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は1億4,185万2,807円で、予算現額に対して100.1%、0.1%の増ということでもあります。

歳出総額は1億3,987万9,086円で、予算現額に対し98.7%ということで、1.3%の減であります。

歳入歳出差し引き197万3,721円の繰り越しとなりました。実質収支額も同額でございます。

主な歳入決算額としては、後期高齢者医療保険料が9,544万9,000円で、前年度より777万7,000円の増。

繰入金が4,220万円で、22万2,000円の減。

繰越金が376万5,000円で、132万1,000円の増となります。

歳入総額としては887万7,000円の増となります。

次に、主な歳出決算額としては、後期高齢者医療連合納付金が1億3,527万6,000円で、前年度より775万8,000円の増となりました。歳出総額としては、1,066万9,000円の増となりました。

今後も後期高齢者医療制度加入者の健康保持を促進するとともに、年々増加する医療費の抑制に努め、財政健全化の維持をしてまいりたいと考えます。

以上が平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

次に、認定第3号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

平成28年度板倉町国保特会歳入歳出の認定についてでございますが、歳入総額は25億8,327万7,490円で、予算現額に対し101.1%であります。歳入は、予定しているよりも1.1%多かったということであります。

歳出総額は24億5,943万930円で、予算現額に対し96.3%となり、歳入歳出差し引き1億2,384万6,560円の繰り越しとなりました。実質収支額も同じでございます。

主な歳入決算額としては、国民健康保険税が4億9,103万5,000円で、前年度より1,479万7,000円の減であります。

国庫支出金が5億3,622万1,000円で、4,676万円の増。

療養給付費等交付金が6,383万9,000円で、194万5,000円の増。

前期高齢者交付金が4億5,406万5,000円で、4,349万9,000円の増。

県支出金が1億3,191万9,000円で、1,248万9,000円の増。

共同事業交付金が5億6,157万円で、1,313万7,000円の増であります。

繰入金が2億7,980万2,000円で、9,406万円の増となりました。歳入総額としては1億4,762万2,000円の増となりました。この額が101.1%の1.1%に相当する額であります。

次に、主な歳出決算額としては、保険給付費が15億1,630万5,000円で、前年度より1億2,779万2,000円の増。

後期高齢者支援金が2億5,765万5,000円で、1,702万8,000円の減。

介護納付金が1億1,059万5,000円で、1,065万9,000円の減。

共同事業拠出金が5億453万1,000円で、734万円の減となり、歳出総額としては8,526万1,000円の増となりました。

今後も保険税収納率向上対策あるいは医療費の適正化対策の推進に努め、財政の健全化の維持をしてまいりたいと思っております。

続いて、認定第4号 平成28年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入総額は11億8,001万7,254円で、予算現額に対し95.2%であります。歳入に対しては、4.8%は少なかったということになります。

歳出総額は11億4,289万3,183円で、予算現額に対して92.2%となり、歳入歳出差し引き3,712万4,071円の繰り越しとなりました。実質収支も同額であります。

主な歳入決算額としては、保険料が2億5,725万6,000円で、前年度より1,108万4,000円の増。

国庫支出金が2億4,644万3,000円で、253万6,000円の増。

支払基金交付金が2億9,511万1,000円で、766万3,000円の減。

県支出金が1億6,059万6,000円で、190万2,000円の増。

繰入金が1億8,647万9,000円で、767万6,000円の減となり、歳入総額としては1,285万2,000円の増となりました。

次に、主な歳出決算額としては、保険給付費が10億5,974万8,000円で、前年度より217万4,000円の増であります。

地域支援事業費が2,392万3,000円で、388万6,000円の増となりました。歳出総額としては982万4,000円の増となりました。

同じく、今後も介護予防に向けては、取り組み及び介護給付費の適正化の推進に努め、給付費の抑制を図りつつ、健全ないわゆる特別会計としての財政の維持を図ってまいりたいと考えております。

次に、認定第5号になるわけですが、平成28年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてということで、ご説明申し上げます。

平成28年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は1億9,088万8,133円であり、予算現額に対し102.3%、歳入については2.3%プラスとして移行したということでありませう。

歳出総額は、1億7,528万3,989円であり、予算現額に対し93.9%となり、歳入歳出差し引き1,560万4,144円の繰り越しとなりました。実質収支も同額でございます。

主な歳入決算としては、下水道使用料及び手数料が総額で5,325万9,000円で、前年度より52万9,000円の増であります。

それに対して、一般会計からの繰入金が1億2,208万7,000円で、341万7,000円の減でありました。

繰越金が1,554万1,000円で、266万8,000円の増となり、歳入総額としては40万7,000円の減となりました。

次に、歳出決算額としては、下水道総務費が3,116万5,000円で、前年度より319万3,000円の増。

管渠維持費が172万4,000円で、171万7,000円の増。

それから、水質浄化センター費が4,430万7,000円で、538万円の減。

公債費が9,808万7,000円で、前年同額であり、総額としては47万円の減となりました。

したがって、一般会計から補填をした分が実質収入よりも不足前というような単純な論理になるわけでありませう。

今後も施設の適正な運転・維持管理を図りながら、費用の抑制に努めつつ、事業の目的である生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを促進してまいりたいと思っております。

以上含めて、5号まで認定議案として一括してご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきながら、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

ここで、議事進行の都合により、議長を交代するため、暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時22分)

再 開 (午前10時23分)

[議長、副議長と交代]

○今村好市副議長 再開いたします。

青木議長にかわり議事を進めます。

ただいま議案となっております平成28年度各会計の決算については、監査委員による決算審査が行われておりますので、監査委員より審査結果の報告を求めます。

青木監査委員。

[青木秀夫監査委員登壇]

○青木秀夫監査委員 ご指名がございましたので、平成28年度の各会計決算についてご報告申し上げます。

平成28年度の各会計決算審査については、平成29年8月2日に実施いたしました。なお、この件につきましては、江田監査委員ともども栗原町長にご報告申し上げます。

それでは、平成28年度板倉町の一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計の歳入歳出決算について、審査に付された決算書及び附属資料等について、担当職員の説明を聴取し、計数の正確性、予算執行状況の適否について審査したので、その結果を報告いたします。

平成28年度においては、一般会計及び特別会計を通じた決算は、計数に誤りがなく、適切な予算執行がなされたものと認めます。

続いて、各会計別についてですが、詳細は提出した決算審査意見書のとおりで、概要を申し上げます。

初めに、一般会計につきましては、歳入総額68億6,321万8,219円、歳出総額62億5,372万6,073円、歳入歳出差引額6億949万2,146円。

後期高齢者医療特別会計については、歳入総額1億4,185万2,807円、歳出総額1億3,987万9,086円、歳入歳出差引額197万3,721円。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額25億8,327万7,490円、歳出総額24億5,943万930円、歳入歳出差引額1億2,384万6,560円。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入総額11億8,001万7,254円、歳出総額11億4,289万3,183円、歳入歳出差引額3,712万4,071円。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入総額1億9,088万8,133円、歳出総額1億7,528万3,989円、歳入歳出差引額1,560万4,144円となりました。

以上、総体として、財政も健全に運営されており、有効かつ適切な予算の執行によって町民福祉の向上と地域社会の発展に努力されており、行政目的は大方達成されたものと評価いたしました。

今後、地方分権、行財政改革を推進していく上で、少子高齢化や館林との合併協議を見据えつつ、これらの趣旨を十分認識し、健全な財政運営の堅持になお一層の努力を期待するものであります。

以上で、平成28年度の決算審査の概要を申し上げますが、詳細につきましては、議案書の最後に意見書がついてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、議員各位におかれましては、さらに十分なる検討をお願いし、審査報告といたします。

○今村好市副議長 審査結果の報告が終わりました。

ここで、議長を交代するため、暫時休憩といたします。

休 憩 (午前10時29分)

再開 (午前10時30分)

[副議長、議長と交代]

○青木秀夫議長 再開いたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第5号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第5号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○動議の提出

[「議長」と言う人あり]

○青木秀夫議長 黒野議員。

○10番 黒野一郎議員 10番、黒野です。

動議をお願いします。

○青木秀夫議長 どのような動議ですか。

○10番 黒野一郎議員 議長のほうから、どのような動議でございますけれども、青木秀夫議長の議長辞職勧告決議案を提出します。よろしくをお願いします。

○青木秀夫議長 ただいまの動議に賛成する議員はおりますか。

[「賛成」と言う人あり]

○青木秀夫議長 この動議には賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

この動議について採決いたします。

この動議のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○青木秀夫議長 挙手多数であります。

よって、議長辞職勧告決議案を提出することは可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 (午前10時33分)

再開 (午前11時15分)

○青木秀夫議長 再開いたします。

○日程の追加

○青木秀夫議長 先ほど黒野一郎議員から発議第2号の提出があり、お手元に配付いたしました。

お諮りいたします。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認め、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで、審議の都合により、議長を交代するため、暫時休憩いたします。

なお、次の日程は、私に関する件であり、私は除斥となりますので、提案理由の説明の後、弁明する機会をいただきたく、申し出いたします。

休 憩 (午前11時16分)

再 開 (午前11時18分)

〔議長、副議長と交代〕

○今村好市副議長 再開いたします。

○発議第2号 青木秀夫議長の議長辞職勧告決議について

○今村好市副議長 青木議長にかわり、議事を進めます。

日程第19、発議第2号 青木秀夫議長の議長辞職勧告決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、青木秀夫議員の退場を求めます。

〔12番 青木秀夫議員退場〕

○今村好市副議長 次に、提案者より提案理由の説明を求めます。

黒野議員。

〔10番 黒野一郎議員登壇〕

○10番 黒野一郎議員 10番、黒野です。提案理由を申し上げます。

青木秀夫議長においては、平成29年板倉町議会第2回定例会において議長不信任決議案を可決されたにもかかわらず、辞表を提出することもなく、依然として議長職にとどまっているという異常事態が続いている。議長みずからが議会の議決を無視するこの状態は、板倉町議会の権威を低下することであり、また板倉町議会の他の全ての議決、予算や条例など、議決の価値をおとしめることである。さらに、公の選挙で選ばれた全ての議員の信頼並びに町民の信頼を裏切る行為でもある。

よって、いまだに辞表の提出がないことから、青木秀夫議長に対し、議長辞職の勧告をするものである。

以上。

○今村好市副議長 提案理由の説明が終わりました。

次に、地方自治法第117条の規定により、除斥となっている青木秀夫議員から弁明したい旨、申し出があります。

お諮りいたします。この申し出に同意することについてご異議ありませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

○今村好市副議長 異議なしと認めます。

よって、青木秀夫議員の弁明の申し出に同意することに決定いたしました。

青木秀夫議員の入場と弁明を許します。

〔12番 青木秀夫議員入場〕

○今村好市副議長 青木秀夫議員、弁明をお願いいたします。

[12番 青木秀夫議員登壇]

○12番 青木秀夫議員 それでは、私への議長辞職勧告決議案に対して、弁明、釈明させていただきます。

私は、提案者の議長辞職勧告決議案に対して、残念ながら提案者に対して、問題を掘り下げて私が質問をしたり、たずねることができませんので、少し時間がかかるかと思えますけれども、私のほうから一方的に釈明、弁明というか、反論も含めてさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

まず、地方自治法には議員辞職勧告の規定がありません。したがって、その法的効果も、効力もないことになっておるわけです。ただ、法律上認められていない議員であっても、議員には法律で提案権が認められているのです。所定の要件を備えていれば、単なる嫌がらせでも何でも提出は可能なのです。しかし、議員に議案提出権があるからといって、何でも提案してよいものではないはずで、その一つが、例えばこの議員辞職勧告決議のようなものであると言われております。議員辞職勧告を議長辞職勧告に置きかえれば、同じものかと思っております。

なぜ議員が議員を辞職せよとかということが法律になく、なじまないかという、それはほかの方法によって、いろいろな方法によって議員は評価されておるわけです。議員や議長が適任か不適任かで、辞職させるには法律もありませんので、何かほかの方法を考えて、そういう議員辞職をさせるとか、あるいは方法はほかにもあるので、なぜそういう方法をとらないのか、不思議でならないのです。

日本は法治国家ですから、議員はいろいろな法律とか制度によって拘束を受けております。4年ごとの選挙もその一つでしょう。有権者に適任か、不適任かの評価を受けるわけです。その4年の改選期を待てない場合には、地方自治法によって有権者は議員を解職することもできるわけです。いわゆるよく言われているリコールという制度です。これは、議員のみならず、町長も副町長も教育長も、皆この解職請求の対象になっているわけです。ですから、議長辞職勧告でなく、議長解職請求を実施されるのがよいかと思っております。なぜそういう方法をとらないのか。単なる嫌がらせ行為でなく、本気で議長解職請求を求めたら、法的拘束力のない議長辞職勧告決議でなく、この地方自治法の80条に規定されている議長解職請求を実施すべきではないのでしょうか。議長を解職させる方法は、地方自治法80条に明記されているのです。

辞職と解職は大きな違いがあるわけです。辞職は、自分でやめるわけです。解職というのは、制度で、あるいは第三者によって、これ本人の意思にかかわらず失職というか、首になるわけですので、この辞職と解職は大きな違いがあるわけですので、解職させる方法を考えたらいいのではないかと思うのです。

次に、議長辞職勧告決議の前提となっている、この提案理由にもあります議長不信任案、その根拠となっている慣例について、少し反論させていただきたいと思えます。人類の長い歴史を振り返ってみますと、日本においても成文化された法律ができたのは、明治以降になってからだと思えます。本格的な法治国家となったのは、戦後まだ70年ちょっとと言つてよいのではないのでしょうか。しかし、現在においても、全ての行為がこの法律によって規定されているわけではありません。そのすき間を埋めているのが、慣例とか慣習というのがまだ多く残っております。慣習や慣例もよいものと悪いものがあつて、長い歴史の中で整備されてきたはずで、今でも公益性のあるよい慣例ばかりではありません。刑罰の対象となるような悪い慣例もまだ残っております。

議長不信任提案者の慣例を守れという指摘は、たったこの12人の板倉町議員だけが関係する社会性、公益

性を欠いたもので、一般社会には通用しないものだと思っております。議長の短期交代の慣例化を守れ、それを尊重すべきという指摘は、明らかにこれは地方自治法の103条違反です。我々議員全員が所持しているはずの議員の教科書とも言われている議員必携に、提案者の指摘と全く逆の文言が随所に載っております。議長の短期交代は、地方自治法103条の趣旨に反するので、厳に慎むべしとか、議長の任期4年であるので、それを守るべきあるとの記述が随所が載っております。それは、提案者も当然そのことは承知しているはずで、議会は、法律や条例等によって運営されているのは、議員の皆さんは誰でも知っているはずで、議員は、その法律や条例を率先して守らなければならないと、この模範として守らなければならないということではないでしょうか。議長短期交代に関する慣例の尊重は、これは町民不在の特定の仲間内だけに通用する、例えば談合のようなものであって、明らかに法律違反しての議会運営となるわけです。

議長不信任決議と議長辞職勧告決議ともに、法的な効果、拘束力はない決議です。地方自治法103条にあるとおり、議長任期の全うする、すなわち法律を守ったので不信任決議を受けたのですが、逆の言い方をすれば、法律を破れば信任されるということのようです。この矛盾をどのように説明されるのか。法的拘束力のない不信任決議をどう説明されるのか。法律を守れば不信任、法律を破れば信任というこの構図は、非常に不自然なことで、どのようにこれを説明されるのか、伺いたいと思うのです。

そして、議長辞職勧告決議も、可決しても、これ何ら法的効果、拘束力はないのを承知の上での提案です。辞職勧告決議に応じなかったら、どうするのでしょうか。これ何を目的にしての提案なのか。単なる嫌がらせなのか、不信任決議と同じなのか、真意を伺いたいと思っています。

私は、法律で与えられた任期を全うする所存です。地方自治法の103条に違反する慣例に従わず、地方自治法103条によって与えられた任期を全うするつもりです。議員各位の良識のある判断を受けたいと思います。よろしくお願いします。

以上で私の釈明、弁明とさせていただきます。ありがとうございました。

○今村好市副議長 以上で青木秀夫議員の弁明が終了いたしました。

青木秀夫議員の退場を求めます。

[12番 青木秀夫議員退場]

○今村好市副議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

延山議員。

○9番 延山宗一議員 9番、延山です。

まず、提案理由が説明があったわけなのですけれども、まず伺いたいと思います。今回の議長辞職勧告決議、法的な効力がまずあるのか、提案者、お願いしたいと思います。

○今村好市副議長 提案者、黒野議員。

[10番 黒野一郎議員登壇]

○10番 黒野一郎議員 法律上は、そういうことはございません。

○今村好市副議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 ただいま提出者から法的なものがないということがあったわけなのですけれども、拘束力がないことを承知で、その上で辞職勧告となったわけですから、どういふふうな状況の中でそうなったのか伺いたい。

○今村好市副議長 黒野議員。

[10番 黒野一郎議員登壇]

○10番 黒野一郎議員 お答えします。

平成29年6月、板倉町議会第2回定例会、6月4日の最終日、議長不信任決議案が可決されました。しかし、いまだに辞表の提出がないことから、青木秀夫議員に対し、議長辞職の勧告をするものであり、それ以上の理由はございませんので、よろしくお願いします。

○今村好市副議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 提案理由があったわけですが、6月議会、不信任決議と。今回は、辞職勧告と。前回の決議案ですが、これは圧倒的な多数、可決されたわけではないということです。それは、5対5、半数の方は、議長はそのまま続行というような意見を出した。しかしながら、議長裁定によって可決となったわけでございます。約半数の議員は統投ということ願ったということであるわけですから、提案者、それをどういうふうな受けとめ方をしているのか伺いたい。

○今村好市副議長 黒野議員。

[10番 黒野一郎議員登壇]

○10番 黒野一郎議員 お答えします。

議会は、過半数成立でございますので、それ以上はございません。

○今村好市副議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 過半数だからというようなことでの答弁、これは過半数だからといって、悪意を持った嫌がらせと受けとめざるを得ないということでございますけれども、提案者はどう考えておりますか、伺いたい。

○今村好市副議長 黒野議員。

[10番 黒野一郎議員登壇]

○10番 黒野一郎議員 別段悪意も何もございませんので、よろしくお願いします。

○今村好市副議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 今、悪意はない。私から見ると、悪意に満ちていると、ただその一言に尽きるわけですが、議長は議場を混乱させることなく議事を円滑に運営している。混乱させているのは、動議を出した提案者、あなたではないのですか。伺いたい。混乱させているのは、提出者、あなたではないのか、伺いたい。

○今村好市副議長 黒野議員。

[10番 黒野一郎議員登壇]

○10番 黒野一郎議員 別段私は混乱をしている状況ではございません。精神も異常ではありませんので、平民と同じように一生懸命やっております。私が言っているのは、町議会、そして町民の皆さん方が、将来いろんなことをいろいろ含めながらやっていこうという、その一心で提案したわけでございますので、腹黒も何もございません。野心もございませんので、よろしくお願いします。

○今村好市副議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 野心もないというようなことを聞いたのですけれども、果たしてそうかなと思って

おります。2年前、議員皆さんの賛同で青木議長を選任をしたということです。あなたも青木議長を推挙した一人と思っております。それについて、提出者はどう考えていますか。

○今村好市副議長 黒野議員。

[10番 黒野一郎議員登壇]

○10番 黒野一郎議員 今2年前の話が出ましたけれども、2年前、当然、今延山さんのほうから話が出たとおり、我々も同意した一人でございます。私も。しかしながら、前半2年間はずいぶん一生懸命頑張ってください、私達も応援しますからと、そういうことで2年間というお話をしたわけでございますので、それ以上のことはわかりません。

○今村好市副議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 2年前、もう2年ちょっと過ぎているのですけれども、そのときには推挙したということ。それで、2年たつと、こんなにも変わってしまうのかなと。心が変わってしまうのかなと。ということは、それには自分がややもするとそうしたいと。はっきり言えば、議長になりたいと、その辺の思いの中からこのような行動になったのかな、そんなふうにも受けとめられるけれども、それについてははっきりと提出者は答えていただきたい。

○今村好市副議長 黒野議員。

[10番 黒野一郎議員登壇]

○10番 黒野一郎議員 私は、2年前と今も変わりません。どっちが変わったか、変わらないは、皆さんがご存じだと思いますので、その辺はひとつよろしく願います。

○今村好市副議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 変わらないというわけですか。

先ほど議長の弁明の中に、慣例ということが出ました。しかしながら、慣例は慣例、状況が円満に行くときに慣例は出てくる。しかしながら、今現在はどうか。決してそうは思わないということです。ですから、上位法より慣例を優先する。または、こじつけた言い分。青木議長、職務を十分に果たしている。その姿を見て、提出者、あなたはどうか考えますか。

○今村好市副議長 黒野議員。

[10番 黒野一郎議員登壇]

○10番 黒野一郎議員 あなたは、どう見えていますかという話ですけれども、私は正常で普通なのですけれども、細かいことは青木議長さんが何をやっている、郡で何やっている、これやっているという、細かいことは私は申しません。私は、今の現青木議長と十何年前からともにやってきました。一生懸命信頼をして、2年前に青木さん、お願いしますよと、そういうことで信頼してきたわけです。ですから、やっぱりそういうことの中で、今回ぜひおりにいただいて、町や地域、議会のために、そういうことで私は提案していますので、その辺もひとつご理解いただきたいと思います。

○今村好市副議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 2年前のことを今申されました。しかしながら、やはり地方自治法の中にうたっているとおり、今回の議長の辞職勧告、非常に残念に思うわけでございます。

この責任は、非常に重いものがあるというふうな受けとめ、質疑を終了いたします。

○今村好市副議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市副議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

初めに、反対の討論ありませんか。

延山議員。

○9番 延山宗一議員 9番、延山です。それでは、反対討論をさせていただきます。

地方自治法に従って、議長としての職責を果たしている折も折、慣例だから議長を辞職せよと。6月議会、議長不信任案を提出、議員圧倒的な多数の賛成を得られず、5対5と。結果、議長裁定により過半数は得たものの、決して議員全体の総意の意見というふうには受けとめられない。今度は辞職勧告と。2年前、皆さんが力を合わせ、青木議長を選任。議事進行を託したわけです。今度は、早くやめろ、もっと早くやめろと足を引っ張っていると。非常に嘆かわしいというふうにも思っております。

慣例に従わないからという理由づけですが、慣例は、先ほど話したように、議員が議員同士円満に進んでいるときにおいて慣例は通用するのだということです。現在の状況、議会構成を見ても、数は力なりということで役どりを実行していると。私は、円満にしているとは思えない。こんな状況の中、慣例に従ってと。そんなことは、遠い存在だと受けとめております。

青木議長、現在までに議会運営に支障を生じたり、また議長として不適切な行動を起こしたりと、議事を円滑に進めることができないなどの理由から今回の件に至ったということならまだわかる。しかしながら、議長として、議長職を滞りなく全うしているにもかかわらず、議長辞職勧告とは非常に残念であり、また背景に何らかの意図があると思えない。一人の人権を無視した極めて身勝手な行動であり、嫌がらせのみと受けとめているということでございます。

また、今回の件について、一般の町民、どう思っているかということです。町を代表する12名の議員内輪のこと。議長の不信任案、辞職勧告と、このようなことを繰り返していることに、紺屋の白袴とまで言われている。意味わかりますか。これは、私を含むこともあります。自分が見えないで、他人のことしか見えない。自分の行動、自分を見失っている、そのことわざです。恐らく議員の皆さんの中には、自分のことを言われているのだと、胸を痛く感じる方もいらっしゃるのではないかと、そんなふうにも思います。今町にとって何が必要で、何が不必要なのか。町民は、このような行動を望んでいるのかということです。

議会を混乱させようとするよりも、今議会人が取り組まなければならない重要な案件をしっかりと議論する。そして、進んでいくことが大事な仕事と私は考え、よって今回の議決案には反対をします。

以上です。

○今村好市副議長 次に、賛成の討論ありませんか。

荒井議員。

○6番 荒井英世議員 6番、荒井です。賛成討論を申し上げたいと思います。

2点ほど理由を申し上げたいと思います。まず、1点目ですけれども、去る第2回の定例会におきまして、議長の不信任決議案が可決されました。これご存じのとおりです。これは、まさに議会の意思であります。したがって、それが可決されても、先ほどの提案理由の中でありましたけれども、現時点でも青木議長がこ

れを尊重しないで継続している。こういった状況を踏まえるならば、少なくとも議会の意思を尊重して、その議長の辞職をすべきであると、まず1点目はそう思います。

2点目ですけれども、板倉町ではご存じのように議長、副議長は2年交代、慣例のルール、慣例ですね。これでやっています。今いろんな、例えば地方自治法103条ですか、それを盾にいろいろ反対意見が出ているわけですけれども、この地方自治法と慣例の関係、慣例といいますと、慣習と言ってもいいでしょうけれども、この関係ですけれども、私は法と慣例、これは普遍的なものではないと思っております。社会状況によって変わります。ですから、例えば地方自治法でもその都度変更があるわけです。そういった点に立てば、現在議長、副議長については議員の互選でやっているわけです。議員間の問題と言えば問題ですけれども、そういった形で議員の互選でやっております。それで、そういった形で、それは多くの自治体、例えば全国の市でも恐らく7割近く、町の段階でも5割近く、半分近く、そういった自治体で1年とか2年の任期ですか、ルール、そういったもの設けております。そうしますと、その地方自治法に違反しているということに立つと、そういった1年、2年のルールでやっている自治体は全て法律違反になるわけです。

そういった点を踏まえて、今その103条につきましては、さまざまな議論が出ています。ですから、これは決して現在地方自治法103条が絶対ということではなくて、恐らくこれからのいろんな社会状況の中で、私は変わっていくものと思っております。やはり議長、副議長については、議員の互選でやっているわけですから、やっぱりそれは一つの自治体の実情、状況に応じたルールがあってもいいのではないかと考えています。それが一つの慣例だと思っております。ですから、その慣例をやっぱり遵守してやる、尊重してやっていくのが一番いいのではないかと考えています。したがって、以上のことから、議長辞職勧告決議案につきましては一応賛成するものでございます。

以上です。

○今村好市副議長 次に、反対の討論ありませんか。

本間議員。

○3番 本間 清議員 3番、本間です。反対の立場から申し上げます。

今回の青木議長の議長辞職勧告決議案について、私は同僚議員として非常に残念に思います。前回の議長不信任決議案が提出されたときも申し上げましたが、町民不在の中、さらに議会の混乱を招き、住民から託された信頼をも失う結果になるのではと、大変危惧しております。

私ども12名の議員は、4年ごとに行われる選挙によって選ばれておりますが、この任期は法律で4年であると保障されております。それであるならば、議員としての資質の可否の判断は、選挙で選んだ住民の判断によるものと考えます。議長がこの任期中に住民から見て何か不適切なこと、あるいは重大な違法行為を犯したのであれば、今回の件は私としても納得できますが、何ら違法性のない、法律に従って議長職を全うしようとしている青木議長に対して、やめさせる大義名分があるのですか。

板倉町は、今大きな転換期にあることは誰も十分承知していると思います。今日のようなこの不毛の議論を重ねて、何が得られるのですか。目的は何なのですか。私どもの持っている見識やエネルギーは、もっとほかに使うことができるでしょう。浅学非才な私ですが、あえて言わせていただきました。

以上です。

○今村好市副議長 次に、賛成の討論ありませんか。

針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 2番、針ヶ谷です。賛成する観点から討論をさせていただきます。

今反対の方のお話中にも町民不在の中であるということがありましたが、青木議員を議長に選出したのは、住民ではなく我々議員でありますので、その責任は我々議員が負うものと考えております。法的な部分を強く強調なさっておりますが、その発言の中で、前回、第2回の定例会で、議長裁決ではありましたが、多数決により、これ不信任のほうが可決されたわけですから、これは法的にのっとなって可決されているものと考えます。それを5対5だから、議長のあれだからというものは、ちょっと発言の食い違いあるのかなと考えております。

もう一点は、任期4年の議員生活を、それが議長という職務も4年間が通用するのだというお話ですけれども、板倉町60年を超える歴史、ずっと議会は存続してきたわけでありまして、青木議員や反対討論をなさっている方々も10年以上議員としてなさってきているわけですが、その中で、なぜ早急に、その時点で議員の職務は4年間継続するというようなものが討論にならなかったのか。今になって、何で4年だよとおっしゃっているのか、私には理解ができません。今まで慣例、慣習を守って、2年で交代をして何ら問題がなかったところを、突然として4年が任期だからという発言、これは青木議員を議長として選任した立場からすると、やはり認められないのかなと。

したがって、提案理由にありますように、前回の議長不信任決議案の可決、これに重きを置いていただきまして、自主的な辞職をお願いしたい、そのように思います。

以上です。

○今村好市副議長 次に、反対の討論ありませんか。

[発言する人なし]

○今村好市副議長 討論を終結いたします。

これより発議第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○今村好市副議長 挙手多数であります。

よって、発議第2号は可決されました。

ここで、青木秀夫議員の入場を許可いたします。

[12番 青木秀夫議員入場]

○今村好市副議長 青木議員に申し上げます。

発議第2号は可決となりました。

ここで議長を交代するため、暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 0時03分)

再 開 (午後 0時04分)

[副議長、議長と交代]

○青木秀夫議長 再開いたします。

○陳情第2号 農道とバイパスをつなぐ橋梁の施工に関する陳情

陳情第3号 町道2294号線の拡幅整備について

陳情第4号 町道2-24号線の拡幅整備について

○青木秀夫議長 日程第20、陳情第2号から日程第22、陳情第4号までの3議案は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することにしたと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号から陳情第4号までの3議案は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○散会の宣告

○青木秀夫議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

散 会 （午後 0時05分）